

森林の伐採には届出または許可が必要です



無秩序な森林伐採・開発による荒廃や災害を防ぎ、森林の持つ多面的機能を発揮させるための適正な森林施業を確保する観点から、立木を伐採するときには市町または県への**届出や許可申請が法律で義務付け**られています。

対象となる森林

◆地域森林計画※の対象となる民有林

※森林法第5条の規定により県内2計画区(越前・若狭)ごとに県がたてる森林の整備・保全等の計画

森林経営計画が作成されてない森林の伐採の届出について

保安林や開発行為に伴う伐採等については裏面を参照して下さい。

届出の内容

- ◆伐採する場所、面積、樹種
- ◆伐採する方法や期間
- ◆伐採後の造林方法などの必要事項

届出の時期

伐採を開始する**90～30日前まで**



届出人

森林所有者や立木を買い受けて伐採を行う者

- ◆森林所有者自ら、または、請け負わせて伐採する場合→**森林所有者が届出**
- ◆伐採者が立木を購入し伐採する場合→**伐採者と森林所有者連名による届出**

必要書類

- ◆伐採及び伐採後の造林の届出書
- ◆伐採箇所の位置図
- ◆登記簿謄本の写しなど

罰則について

無届伐採や造林命令等に従わない場合は森林法の規定により100万円以下の罰金が科される場合があります。

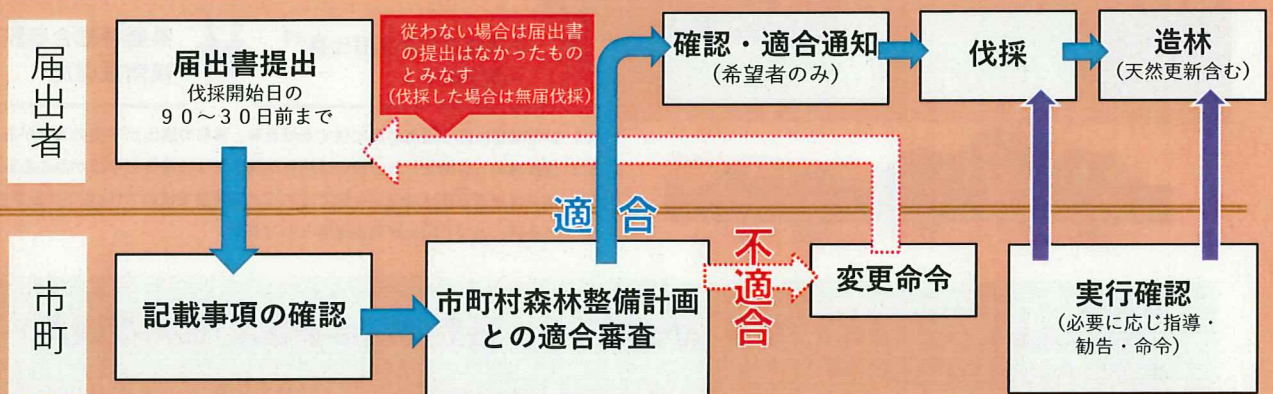
届出先

伐採を行う森林がある**市町の林務担当窓口**

伐採後の留意事項

- ◆人工造林を行う場合は、伐採完了日を含む年度の翌年度から起算して2年以内に植栽を行う必要があります。
- ◆天然更新を行う場合は、5年経過しても更新が完了していないときは、植栽を行う必要があります。

届出の流れ



地域森林計画の対象となる民有林

森林施業

森林経営計画が作成されていない森林

主伐・間伐

提出書類

提出先

伐採及び伐採後の造林の届出書^{※1}
(伐採の90~30日前)

伐採する森林が所在する市町

保安林又は保安施設地区内の森林

皆伐・択伐(天然林)

保安林(保安施設地区)内立木伐採許可申請書^{※1}
(事前申請)

県農林総合事務所
嶺南振興局

択伐(人工林)・間伐

保安林(保安施設地区)内択伐(間伐)伐採届出書^{※1}
(伐採の90~20日前)

県農林総合事務所
嶺南振興局

森林経営計画が作成されている森林

主伐・間伐

森林経営計画に係る伐採等の届出書
(伐採後30日以内)

森林経営計画認定者
(市町等)

保安林又は保安施設地区内の森林

皆伐・択伐(天然林)

保安林(保安施設地区)内立木伐採許可申請書^{※1}
(事前申請)

県農林総合事務所
嶺南振興局

択伐(人工林)・間伐

森林経営計画に係る伐採等の届出書
(伐採後30日以内)

森林経営計画認定者
(市町等)

保安林(保安施設地区)内択伐(間伐)伐採届出書^{※1}
(伐採の90~20日前)

県農林総合事務所
嶺南振興局

森林経営計画に係る伐採等の届出書
(伐採後30日以内)

森林経営計画認定者
(市町等)

開発行為^{※2}

1haを超える開発

林地開発許可申請書
(事前申請)

県農林総合事務所
嶺南振興局
権限移譲市【大野市】

1ha以下の開発

伐採及び伐採後の造林の届出書^{※1}
(伐採の90~30日前)

開発を行う森林が所在する市町

小規模林地開発届出書^{※3}
(事前届出)

県農林総合事務所
嶺南振興局



- ※1 非常災害に際し緊急の用に供する場合等、事前の届出が不要場合があります。
- ※2 保安林内での開発行為の場合は解除申請または作業許可申請が別途必要となります。
- ※3 福井県水源涵養地域保全条例で定める水源涵養地域内で1ha以下の開発を行う場合は条例に基づく届出が別途必要となります。

詳細は、伐採する森林が所在する市役所・町役場または県農林総合事務所・嶺南振興局へお問い合わせ下さい。